

## 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景と趣旨

#### 1. 国及び兵庫県の動向

国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を2007年9月に署名、2014年1月に批准し、同条約は同年2月に発効しました。

また、障害者権利条約の批准に先立ち、2011年7月に障害者基本法が改正されました。その内容を踏まえ、2013年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行、2018年3月に「障害者基本計画（2018～2022年度）」（「第4次計画」）が策定されました。

2016年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、施行から約10年が経過した発達障害者支援法は、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたった改正が2016年8月に施行し、切れ目のない支援の実施等が規定されました。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が2018年4月に施行され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実（自立生活援助と就労定着支援の新設）や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしています。

兵庫県では、障害者基本法に規定する障害者施策に関する基本的な事項を定めた「ひょうご障害者福祉プラン」と、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの見込量と見込量の確保のための方策を定めた「兵庫県障害福祉計画」を一体的にした「ひょうご障害者福祉計画」が2020年度末で終了するため、2021年度からの計画期間とする計画を策定します。

#### 2. 本市の取組

本市では、すべての人がかけがえのない存在として尊重され、地域で互いに支え合うまちの実現をめざし、障害者施策を総合的かつ体系的に推進するため、2017年3月に「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～寛容と包摂の社会をめざして～」を基本理念とする「豊岡市障害者計画」を、2018年2月に「第5期豊岡市障

害福祉計画」、「第1期豊岡市障害児福祉計画」を策定しました。

これまで市が進めてきたさまざまなまちづくりや施策の根底には、「いのちへの共感」の考え方が流れています。2012年に定められた「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支え合っている」という3つの基本的視点に立って構成されています。

また、2018年度から2029年度までの12年間の「豊岡市基本構想」を定めました。これは、「小さな世界都市 - Local & Global City -」を戦略目的とし、それを実現するために、必要な6つの手段を示しています。

その手段の1つに、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」があり、障害の有無、性別、年齢差、国籍の違い、価値観・文化・習慣の違いなど、多様性を受け入れ、折り合いをつけながら共生するまちを教育、社会、経済、文化などの活動の中で築いていくことを示しています。

### 3. 計画策定の趣旨

本市では、2017年3月に「豊岡市障害者計画」（2017～2020年度）を、2018年2月に「第5期豊岡市障害福祉計画」、「第1期豊岡市障害児福祉計画」（2018～2020年度）を策定し障害者施策や事業を進め、障害者福祉の向上に努めてきました。一方で、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の課題は依然としてあり、引き続きニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

各計画は2020年度末で終了するため、本市における障害者等の状況等を踏まえながら「障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」を新たに策定します。

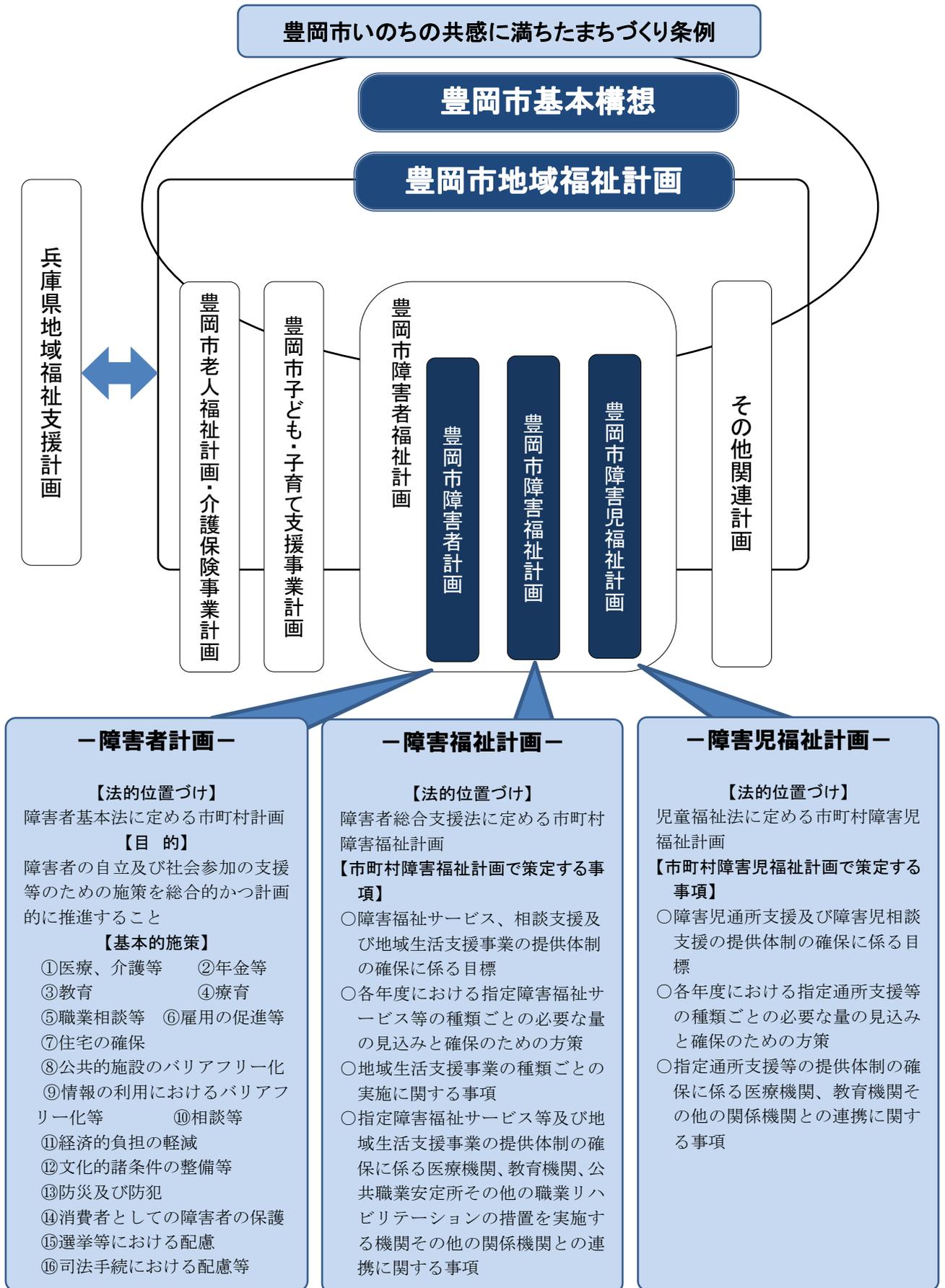
なお、「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「障害児福祉計画」を合わせたものです。

#### 第2節 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、今後の豊岡市における障害者施策の指針となります。

本計画は、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「豊岡市基本構想」や「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として、個別計画である「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」、「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

# 豊岡市障害者福祉計画 位置づけ



### 第3節 計画の期間

障害者計画は、2021年度から2026年度の6年間を計画期間とします。

また、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画は、2021年度から2023年度の3年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	2017～2020年度				2021～2026年度					
障害福祉計画	2015～2017年度 (第4期)	2018～2020年度 (第5期)			2021～2023年度 (第6期)			2024～2026年度 (第7期)		
障害児福祉計画		2018～2020年度 (第1期)			2021～2023年度 (第2期)			2024～2026年度 (第3期)		

### 第4節 計画の策定体制

#### 1. 障害者福祉計画策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募市民、関係行政職員など17人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

#### 2. 障害者・児へのアンケート調査の実施

障害者手帳をお持ちの方などから、生活状況や障害福祉サービスの利用状況・意向などを伺い、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

#### 3. グループインタビューの実施

障害児・者の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族、支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、計画への住民参画のひとつとして実施しました。

#### 4. 障害者自立支援協議会の意見聴取

#### 5. パブリックコメントの実施